

# 訴 状

令和2年5月7日

熊本地方裁判所 御中

損害賠償請求事件

原告

[Redacted]  
[Redacted]  
電 話 [Redacted]  
[Redacted]

被告

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

被告

〒860-0078  
熊本県熊本市中央区京町2丁目12-43  
熊本中央法律事務所 久保田 紗和

訴訟物の価格 金 1,000,000円

印紙額 金 10,000円

## 第1 請求の趣旨

1 被告らは、原告に対し、連帯して、金100万円と、これに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

原告は、妻■■■■と平成19年3月結婚し、平成22年7月長男■■■■（以下「長男」とする）、平成24年5月二男■■■■（以下「二男」とする）をもうける。平成24年10月妻■■■■が二男を連れ去ったの別居後は、原告は長男の監護をしている。

被告■■■■（以下「被告■■■■」とする）は原告の妻であり、別居後は二男の監護をしている。

被告久保田紗和（以下「被告久保田」とする）は被告■■■■の代理人弁護士である。

### 2 従前の状況

(1) 原告と被告■■■■は、平成24年10月29日に被告■■■■が二男を連れ去り大分県■■■■の実家で暮らすようになったことから別居をしている。

(2) 平成28年11月29日、熊本家庭裁判所は、申立人を原告、相手方を被告■■■■、二男を未成年者とする審判において、以下の審判し、その後、同審判が確定した。

ア 相手方は、申立人に対し、申立人が未成年者と月2回程度、原則として第2及び第4の各土曜日に面会交流することを認める。

イ 相手方は、申立人に対し、申立人が上記アに代えて未成年者と月1回1泊2日で面会交流することを認める。

ウ 相手方と申立人は、上記ア及びイの面会交流の日時と場所及び方法等につき、未成年者の福祉を慎重に配慮して事前に協議して定める。ただし、上記イの面会交流について、未成年者に要する宿泊費は申立人が負担するものとし、別府市と宿泊地間における未成年者の送迎は、申立人が行うものとする。

(3) 上記審判の確定後、主に原告が二男を熊本市の自宅に連れて帰って1泊する面会交流を実施している。

(4) 令和2年2月の面会交流は、2月29日からの1泊で実施され、それ以外に申立人は2月に二男との面会交流を実施していない。

### 3 事件の発生

(1) 令和2年2月29日から実施した面会交流後、原告が3月の面会交流の履行を被告■■■の代理人弁護士である被告久保田を介して求めると、被告久保田は原告に対して、2月29日から実施した1泊での面会交流が3月ぶんの面会交流とし、これ以外に3月の面会交流には応じないと返信した。原告はその後も3月の宿泊の履行を求め続けたが、被告久保田は拒否を続けたことで、令和2年3月の面会交流は不履行となった。

(2) 令和2年4月、原告が同月の面会交流の履行を被告■■■の代理人弁護士である被告久保田を介して求めると、被告久保田は原告に対して、新型コロナウイルス

ルス感染症の感染者が日本にも出たことを理由に、宿泊には応じず、日帰りでの面会交流にしか応じないと返信した。その後、緊急事態宣言が出されたことを理由に、同月は宿泊も日帰りでの面会交流にも応じない態度に変わり、原告はその後も4月の宿泊の履行を求め続けたが、被告久保田は拒否を続けたことで、令和2年4月の面会交流は不履行となった。

被告久保田は、面会交流の不履行を二男等の安全のためだとしているが、令和2年4月25日の時点で、熊本県の同日を含む過去3日間の感染者は2人であり、これは1日あたり約0.6人となる。熊本県の人口が令和2年4月の時点で1738086人なので、1日あたり0.6人の感染とすると、二男が熊本県の自宅に1泊した場合の感染確率は約0.000034%となる。令和元年の我が国での交通事故の発生件数が46万715件、我が国の人口が約1億2596万人であることから、国民1人が1日に交通事故に遭う確率は約0.001%なのだから、二男が熊本県の自宅に1泊した場合の感染確率は、交通事故に遭う確率の約30分の1となる。そして、被告■■■が交通事故の可能性を理由に熊本市の自宅での宿泊を拒否したことはないことから、被告らが新型コロナウイルス感染症を理由に令和2年4月の面会交流を拒否したことは、正当な理由のない不合理なものであった。

そもそも、国や県による緊急事態宣言や自粛要請に、審判決定を制限したり無効とする法律効果はない。そのため被告らにしても、審判で面会交流が定められている以上、原告に対して履行の自粛要請をすることはできても、被告らが一方的に面会交流を不履行にすることができる権限はない。

海外に目を向けると、フランスやスペイン、ニュージーランド、それにアメリカの多くの州等において、我が国の外出自粛要請よりも強い、罰則を伴った外出制限をしている場合にも、従前の審判どおりに別居親が子と交流する権利は保障されている。たとえば、米国アリゾナ州の最高裁判所が発行した面会のガイドラインには、親が健康で子供を世話するのに適している限り、新型コロナウイルス感染症は面会交流を否定する有効な言い訳にならないとされている。つまり、被告らが新型コロ

ウイルス感染症を理由に面会交流を不履行にしたことは、何ら法的根拠がなく、二男の安全を危惧しなければならないほど具体的な感染リスクが特段に高かったとも言えない。

我が国の法務省も、新型コロナウイルス感染症と面会交流について、「子どもの安全を確保することが困難になる場合」の対応でビデオ電話等を挙げているが、原告やその同居人に健康上の問題はなく、熊本県での具体的な感染リスクが特段に高いとは言えない状況において、従来通りに熊本市の自宅での宿泊が二男の安全を確保することが困難になる場合に該当していたとは言えない。かえって、法務省は「面会交流は、子どもの健やかな成長のために重要なものです」としているが、被告らの面会交流の不履行は二男の健やかな成長を損ねるものであった。

**(3)** 被告久保田は緊急事態宣言の解除に振り替えでの面会交流を提案してきたが、その方法は日帰りに限定したもので、原告が通常通りの宿泊を提案しても、被告久保田は協議に応じることさえせずに、日帰りでの面会交流に固執する態度を取り続けた。

審判決定にあるとおり、面会交流の内容は福祉を慎重に配慮して事前に協議して定めなければならないところ、原告も長男も二男も熊本市の自宅で楽しく過ごしており、連泊のほうが移動の負担が少ないこと、場合によっては別府市周辺で宿泊する案を出しても、被告らは無視し、正当な理由なく日帰りでの面会交流に固執することで、円滑な協議の進行を妨げている。このような被告らの態度は誠実協議義務違反に該当する。当然、被告らが協議を不履行にして、連泊や複数回の宿泊といった原告の提案を無視し、振り替えの不実施か、日帰りの面会交流かを原告の強要する権限はない。

**(4)** 原告が以前から何度となく被告久保田を介して、被告■■■に対して、二男との電話やオンラインでのテレビ電話等での交流を求めても、被告■■■は令和

2年3月まで拒絶を続けた。また、被告■■■は、令和2年4月、面会交流の代替としてでなければ電話やZOOMを使つての交流には応じない態度に続けた。

「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」（民法820条）ところ、被告■■■は原告や長男や二男が電話やテレビ電話等をしたがっても、頑なに応じず、父子交流や兄弟交流の阻害を継続している。被告■■■が令和2年4月に面会交流の代替でなければ電話やZOOMを使つての交流に応じないとしたことも、つまるところ、父子交流や兄弟交流をより少なくしようとする意図によるものというほかない。事実、二男との電話やテレビ電話を拒否することが、どのように子らの利益を考慮した判断であるのかを原告が尋ねても、被告■■■と被告久保田はほとんどの場合、無視の態度をとっている。原告と二男との関係や良好であることから、被告■■■が電話やテレビ電話を拒否したり、面会交流を少なくするための駆け引きの材料として利用していることに正当な理由はない。単に、被告■■■が子らの利益に反して父子交流や兄弟交流を阻害しようとしているだけである。

原告としても、とりあえず4月はテレビ電話等の交流にして、その後に振り替えでの宿泊を実施するというのであれば、まだ検討の余地もあったかもしれない。しかし被告■■■は、原告と二男との交流を阻害しようとする態度に終始しているのだから、このような被告■■■の態度は子の利益を蔑ろにした誠実協議義務違反と言わざるを得ない。

被告■■■のこのような態度は、二男だけでなく長男の利益にも反しているのだから、親としての義務にも反するものというほかない。また、このような被告■■■に加担している被告久保田も、被告■■■の親としての義務違反に対して幫助をしていることになる。

#### 4 不法行為の構成要件

(1) 被告■■■は、令和2年3月の面会交流を不履行にし、被告■■■の代理人弁護士である被告久保田もこれに加担している。上記行為に被告らの故意過失が認められ、原告は被告らの上記行為のために二男との交流を阻害され、著しい精神的苦痛を被った。

(2) 被告■■■は、令和2年4月の面会交流を不履行にし、被告■■■の代理人弁護士である被告久保田もこれに加担している。上記行為に被告らの故意過失が認められ、原告は被告らの上記行為のために二男との交流を阻害され、著しい精神的苦痛を被った。

(3) 被告久保田は、面会交流の協議において協議に必要な原告からの提案や質問を不当に無視し、二男の福祉を慎重に配慮した協議の実施を怠り、被告久保田の依頼人である被告■■■もこれを容認することで加担している。上記行為に被告らの故意過失が認められ、原告は被告らの上記行為のために円滑な協議の進行を阻害され、著しい精神的苦痛を被った。

(4) 被告■■■は、子らの利益に反した父子交流や兄弟交流の拒絶を繰り返すことで、親としての義務に反し、子の利益のためである親権を子の利益を損ねるために濫用し、被告■■■の代理人弁護士である被告久保田もこれに加担している。上記行為に被告らの故意過失が認められ、原告は被告らの上記行為のために二男との交流を阻害され、著しい精神的苦痛を被った。

## 5 結語

本来、二男の利益を考慮すれば被告らの態度はありえないものなのだから、被告■■■にしる、被告久保田にしる、被告らの言動は二男の利益を損ね続けてきた。

二男は小学校の入学式や運動会といった学校行事に参加できないといった問題を生じさせ、多動性行為障害、発達障害、うつ病の疑いといった診断もされている。原告が監護する長男はこのような問題を生じさせることなく健全に成長していることに鑑みれば、被告■■■の態度が二男の利益を損ね続けてきたことは明らかである。

令和2年3月の面会交流にしても、2月29日からの1泊が3月の面会交流に該当するのとはともかく、被告らは任意に複数回の面会交流をすることも可能であったのだから、これを頑なにしようとしないうることも、被告らの子の利益を蔑ろにしてきた態度が表れている。40もの研究結果を包括的に整理したメタ分析の結果、それぞれの両親と少なくとも35%の時間を過ごす子は、父親や母親とより良い関係を持ち、学問的、社会的、心理的により良く、喫煙、飲酒、薬物使用の可能性が低く、不安、うつ病、ストレス関連の病気の影響を受けにくいことが統計的に明らかになっており、原告はこれらの学術的知見を被告らに伝えても、被告らは正当な理由なく原告と二男との父子交流を、35%よりも著しく低くしか実施しようとしていないのだから、被告らが子らの利益を損ね、子らに愛情を持って接している原告に著しい精神的苦痛を与え続けていることは明らかである。

なお、被告らは審判を超える面会交流を拒絶する理由として、二男が熊本市への移動を負担に感じていることを挙げることもあるが、それならば連泊が連日の移動でなくなり、2日目に熊本市の自宅でゆっくりと過ごせることができるので、移動の負担を軽減することになる。それにもかかわらず、被告らが二男の負担が軽減される連泊を頑なに拒絶していることにも、1泊だけとすることで二男の移動の負担を増大させて面会交流を阻害しようとしている被告らの悪意ある本意が表れている。仮に被告がこの本意を否認する場合、ではどのようなこじつけて連泊を拒否していることを正当化しようとするかにも、被告らの悪質性が表れると言えるだろう。なお、審判決定以上の面会交流が禁止されているわけではなく、任意に子の利益を考慮して連泊等に応じることもできるのであるから、審判決定は連泊を拒否する理由にはならない。あくまで子らの利益の観点から、被告らがどのような理由で連泊を拒否し



ているのかに被告らの本性が表れる。被告らは、長男が二男と交流したがついてることを原告から伝えられても、ほとんどの場合は無視で何ら回答をすることなく、子らのために具体的な対応をすることもない。これも、被告らの子らの利益を蔑ろにした悪質性を示す根拠と言えるだろう。

また、原告は連泊以外にも、審判を超える面会交流として二男に移動の負担が生じない別府市周辺での面会交流を提案したこともあるが、そうすると被告らは言い訳がなくなるからか、たいてい無視という態度を繰り返す。それによって、当然、円滑な協議の進行は阻害されることになる。そのため、被告らの子らの利益を蔑ろにした態度の悪質性は顕著であり、それによって子らに愛情を持って接している原告が被った苦痛も甚大である。

よって被告らは、原告に対し、連帯して、金100万円と、これに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

以 上